国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「十六人」を「十七人」に改める。

第百十五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第百十六条第一号中「立案」の下に「に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十条第三号中「住宅生産課及び市街地建築課」を「他課」に改める。

第百二十五条第一号中「促進」を「促進及び」に改め、「及び都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保」を削る。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千百五十円」に改め、同項第二号中「五万七千百九十円」を「七万七百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千百五十円」に改め、同項第二号中「五万七千百九十円」を「七万七百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　山下　貴司

内閣総理大臣　安倍　晋三

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。